

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 7 0 号	<p style="text-align: center;">〔三次市過疎地域持続的発展計画の変更について〕</p> <p>三次市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 7 0 号	<p style="text-align: center;">〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法〕（令和 3 年法律第 1 9 号）</p> <p style="text-align: center;">（過疎地域持続的発展市町村計画）</p> <p>第 8 条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2～9 略</p> <p>1 0 第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。</p>